

議案第 93 号

東京都板橋区立ふれあい館の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立ふれあい館の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定
に基づき、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
東京都板橋区立仲町ふれあい館	東京都板橋区仲町 2 0 番 5 号
東京都板橋区立徳丸ふれあい館	東京都板橋区徳丸二丁目 1 2 番 1 2 号
東京都板橋区立高島平ふれあい館	東京都板橋区高島平八丁目 2 9 番 1 号

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公の施設の名称	指定管理者の名称	主たる事務所の所在地
東京都板橋区立仲町ふれあい館	社会福祉法人奉優会	東京都世田谷区駒沢一丁目 4 番 1 5 号真井ビル
東京都板橋区立徳丸ふれあい館	アクティオ株式会社	東京都目黒区東山一丁目 5 番 4 号 K D X 中目黒ビル 6 階
東京都板橋区立高島平ふれあい館		

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

ふれあい館の指定管理者を指定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき提出するものである。